

平成 27 年 9 月 16 日

消費者ネット広島と株式会社早稲田自動車学園の訴訟に係る請求の放棄について

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は裁判外の和解の概要

（1）事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者ネット広島（以下「原告」という。）が、自動車教習所の経営等を業とする株式会社早稲田自動車学園（以下「被告」という。）に対し、被告が消費者との間で締結している自動車教習契約の一部の解約条項が消費者契約法第 9 条第 1 号に規定する消費者契約の条項に該当するとして、当該解約条項を含む意思表示の停止等を求めた訴訟において、被告が、裁判所からの求釈明に対し、回答の時点（平成 27 年 6 月）では当該解約条項を含む入校申込書等を用いた入校手続を行っていない旨を回答した事案である。

（2）結果

原告は、前記被告の回答を受け、平成 27 年 8 月 20 日の第 12 回弁論準備手続期日において、原告の請求を全部放棄した。

原告が放棄した請求は、以下のとおり。

- 1 被告は、消費者との間で自動車教習契約のうち「特約コース」又は「23才まで限定コース」を締結するに際し、下記の条項を内容とする意思表示を行ってはならない。

記

（1）特約コース

「中途解約される場合、基本教習時限数（MT34・AT31）から技能教習時限数を引いた残回数の特約コース料の半分の返金いたします。ただしやむを得ない事由があると認められる場合は、残回数の特約料の全額を返金いたします。」

（2）23才まで限定コース

「中途解約される場合、認定補修回数を未消化の方は、1回につき2、

- 400円（補修料金の半額）をお返しします。ただしやむを得ない事由があると認められる場合は、未消化の補修料金の全額を返金いたします。」
- 2 被告は、1項記載の内容の条項が記載された入学案内書等の取引書類を廃棄せよ。
 - 3 被告は、その従業員らに対し、1項記載の条項を内容とする意思表示を行うための事務を行わないこと及び2項記載の取引書類を廃棄すべきことを指示せよ。
 - 4 訴訟費用は被告の負担とする。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者ネット広島
理事長 吉 富 啓一郎

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社早稲田自動車学園
代表取締役 早稲田 豊 穂

4. 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置を採った旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則（平成19年内閣府令第17号）第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9264

URL：<http://www.caa.go.jp/planning/index.html>